

飯塚市中小企業振興基本条例の概要

(H28.4.1施行、H29.4.1一部改正)

令和7年10月30日 資料7
飯塚市中小企業振興円卓会議

この条例は、「中小企業の振興を基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的に制定され、本市の中小企業振興に向けた基本理念や施策を総合的に推進すること等が定められています。

目的

(第1条)

中小企業が本市経済の発展において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

基本理念

(第3条)

- ◆中小企業者等の自らの創意工夫と、経営の改善及び向上に対する自主的な努力を尊重
- ◆経済的・社会的環境の変化への円滑な適応と地域特性に応じた総合的な振興施策
- ◆市、中小企業者等、関係団体、金融機関、大企業者、大学等及び市民の連携・協力

基本方針

(第4条)

- ◆中小企業者等の創業等の促進を図ること。
- ◆中小企業者等の経営基盤の強化の促進を図ること。
- ◆中小企業者等の新たな事業展開の促進を図ること。
- ◆地域資源を活用した事業の促進を図ること。

各団体の責務・役割



中小企業振興円卓会議

(第12条)

- ◆本条例に掲げる目的達成に向け、中小企業振興円卓会議を設置し、中小企業振興施策について審議・調査・提案等を行う。

財政上の措置

(第13条)

- ◆市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努める。

実施状況の公表

(第14条)

- ◆市長は、毎年度、中小企業振興施策の実施状況をとりまとめ公表する。

条例の見直し

(第15条)

- ◆市長は、一定期間ごとに必要に応じて条例の見直しを行う。